

IV 事故・事件

1 航空機事故

県内において発生した軍用機の墜落、不時着、部品の落下等の事故は昭和27年4月から平成19年12月までに232件にも及んでいる。

特に大きな事故としては、昭和39年9月8日、米海軍のF-8Cクルセイダー戦闘機が離陸直後、基地北側約1km地点に墜落、死者5名、負傷者3名、家屋全・半壊10棟などの被害を出した事故、また、昭和52年9月27日、厚木基地を離陸したRF-4Bファントム偵察機がエンジン故障のため火災を起こし横浜市緑区（現 青葉区）荏田町に墜落、死者2名、負傷者7名（内1名は昭和57年1月26日死亡）、家屋全焼2棟、損壊3棟などの被害を出した事故などがある。

このように、厚木基地は超過密化した市街地の中にあるため、万一墜落事故が起これば大惨事となることは明白であり、事実、過去にも一歩間違えばというような事故が起きている。

このため、市では機会あるごとに米軍や政府関係機関に対し、航空機の安全対策、パイロット等の教育の徹底などを強く要請している。

県内における航空機事故発生件数（年別）

（昭和24.4～平成19.12）

年	墜落	不時着	落下物	その他	計
平成 9年以前	63	51	59	30	203
10年	－	2	1	1	4
11年	－	－	1	1	2
12年	－	－	－	－	0
13年	－	－	－	1	1
14年	－	－	3	－	3
15年	－	1	2	－	3
16年	－	1	3	－	4
17年	－	1	4	－	5
18年	－	－	3	－	3
19年	－	1	3	－	4
計	63	57	79	33	232

（19年は12月末現在）

過去5年間の県内の航空機事故概要

年月日	発生場所	事故概要	被害状況等
15・1・21	厚木基地内	自衛隊のP-3Cから部品落下	なし
3・14	相模湾上	米軍のヘリコプター(UH-60)から部品落下	なし
5・21	秦野市大槻	米軍のヘリコプター(UH-60)が不時着	なし
16・7・19	泉区和泉町	米軍のヘリコプター(UH-60)から銃弾落下	なし
8・19	中区みなとみらい	米軍のヘリコプター(UH-1N)が不時着	なし
11・29	厚木基地内	米軍のジェット機(F/A-18C)から部品落下	なし
12・7	藤沢市桐原	米軍のジェット機(F/A-18C)から部品落下	屋根破損
17・2・1	伊勢原市西富岡 成城学園グラウンド	米軍のヘリコプター(UH-60)から部品落下	なし
4・14	不明	米軍のジェット機(EA-6B)から部品落下	なし
4・14	不明	米軍のジェット機(F/A-18)から部品落下	なし
5・23	不明	米軍のヘリコプター(SH-60B)から部品落下	なし
7・30	藤沢市片瀬海岸	米軍のヘリコプター(UH-3H)が不時着	なし
18・5・22	丹沢山中	米軍の輸送機(C-2)から部品落下	なし
10・12	小田原市内	米軍のヘリコプター(UH-60)から懐中電灯 が落下	なし
11・10	不明	自衛隊のヘリコプター(SH-60J)から部品落 下	なし
19・2・27	不明	米軍のジェット機(F/A-18)から部品落下	なし
4・10	不明	米軍のジェット機(F/A-18)から部品落下	なし
6・13	金沢区	米軍のヘリコプター(UH-1N)が不時着	なし
6・14	藤沢市長後	自衛隊のP-3Cから部品落下	なし

(※19年12月末現在)

2 施設等の事故

燃料漏れ事故

昭和49年9月30日、基地北端にある軍の燃料タンクの内の1基（7号タンク）から整備工場に通じている油送管にき裂が生じ、航空機燃料が大量に漏れた。この燃料タンクから数十メートル離れた所には民家が建ち並んでおり、爆発の危険があるとして付近住民が一時避難した。また、昭和56年5月1日にも同じ7号タンクの油送管の蛇口バルブの閉め忘れから燃料約8,000～10,000リットルが漏れた。

このため、市では再三にわたり燃料タンク移設と安全対策を国に要請した結果、国は、既設の燃料タンク7基を5基に集約し、地下構造で民家から出来るだけ離れた基地の内側に移設するため平成元年度から整備に着手し、平成7年度に完了した。

3 その他の事件・事故

ゴルフボールの飛び出し

厚木基地内のゴルフコースに隣接している蓼川地区では、コースから飛び出すゴルフボールによって、付近の民家の屋根、壁、自動車などに多数の被害が出ている。

このため、市では再三にわたり米軍や防衛省などの関係機関に対策を講じるように要請してきた。その結果、昭和59年3月それまでのゴルフネット（高さ約12m）を撤去し、新たに高さ20mのゴルフネットが設置された。

また、平成2年度からは、ゴルフボールの飛び出しによる被害が多い箇所を30mのゴルフネットにした。

その後、全てのゴルフネットの高さを30mにし、使用クラブの制限、コースレイアウトの変更などの対策が講じられてはいるが、ゴルフボールの飛び出しによる被害が相変わらず発生しているため、なお一層の対策を求めている。



かさ上げされたゴルフネット

4 事故後における国等の措置

(1) 横田及び厚木飛行場等の周辺における安全措置

昭和39年4月の町田市墜落事故、さらに同年9月の大和市館野鉄工所墜落事故等により、基地周辺住民の恐怖と不安はつのり、県や基地周辺自治体は、厚木基地の移転や事故等の再発防止を強く要望した。この要望は昭和40年7月30日、基地問題等閣僚懇談会に取り上げられ、「横田及び厚木飛行場等の周辺における安全措置について」が次のとおり了承された。

① 飛行場に隣接する区域で航空法（昭和27年法律第231号）第2条に規定する進入表面の投影面と一致する区域（以下「進入表面区域」という。）又は、転移表面の投影面と一致する区域のうち、防衛大臣の定める区域内に所在する建物、立木竹及び工作物等の所有者及び関係人から他地域に移転したい旨の申請があり、かつその必要があると認められるときは、その移転に要する費用を補償し、及びこれに伴い必要な場合には、これらの物件の所在する土地を買収する。

なお、進入表面区域については必要と認められる場合には、勧奨により上記の措置をとることができる。

② 飛行場の進入表面区域のうち、着陸帯に接続する区域で防衛大臣の定める区域に所在する土地（①により買収する土地を除く。）については、必要に応じ買収することができる。

③ 飛行場の進入表面区域のうち、防衛大臣の定める区域において、将来新たに住宅等が建築されないよう、必要に応じて適切な措置をとる。

④ ①の移転を円滑に行なうため、必要に応じその対策について各具体的事例に即して関係各省庁は協議し、その促進のため協力するものとする。

(2) 厚木飛行場周辺の航空交通管制の再検討

昭和52年9月27日、横浜市緑区（現 青葉区）で発生した米軍機墜落事故に関する日米合同委員会事故分科委員会による勧告に基づき、海上自衛隊第4航空群（厚木）と在日米軍（横田）が、新しい航空交通管制について検討した結果、日米間で合意が得られ、昭和53年6月29日、防衛庁から「厚木飛行場周辺の航空交通管制の再検討について」が次のとおり発表された。

① 横田レーダー誘導経路

横田レーダーの誘導経路については、北向き離陸の場合、従来は新潟及び三沢方面に飛行する際使用していた離陸後直進上昇する経路を、離陸後右旋回する経路とあわせて常用する経路とした。また、従来、厚木周辺における離陸後の高度は2,000フィートであったが、検討の結果6,000～8,000フィートまで上昇させる方式が最良であるとの結論に達

したものである。

(レーダー誘導経路の概要)

(ア) 南向き出発経路

南向き離陸後6,000フィートまで上昇する経路

(イ) 北向き出発経路

北向き離陸後南方向へ右旋回しつつ6,000フィートまで上昇する経路北向き離陸後、そのまま8,000フィートまで上昇する経路

② 計器出発進入経路

安全上及び管制上の見地から現状と同様の方式とした。

③ GCA経路

GCAの場周経路については、経路は現状のままとし、高度を2,000フィートから3,000フィートに上げる方式とした。

※ GCA (ground controlled approach)

管制官が、レーダーによって滑走路延長線上の航空機の位置を確認し、無線電話で滑走路に誘導する管制業務。

5 航空事故等連絡協議会の発足

昭和52年9月、横浜市緑区（現 青葉区）で発生した米軍機墜落事故後の日米合同委員会事故分科委員会の勧告により、厚木、横田、岩国、三沢、嘉手納、普天間の各飛行場を対象に、事故が発生した場合の緊急な連絡及び調整に努めるため、その組織を設置すべく各防衛局長及び関係機関に通達がなされた。

これを受け、横浜防衛施設局でも、昭和53年から県や本市など関係機関に働きかけがされ、協定化の必要性、事故の範囲、国の責任転嫁などをめぐっての協議が重ねられた。その結果、昭和54年7月に「航空事故連絡体制整備会議消防等関係暫定申合せ」の合意を得た。

しかし、この申合せは暫定的なものであったため、その後においても協議が行われ、昭和62年1月20日に米軍、自衛隊、県、市などの関係機関で構成される「航空事故等連絡協議会」が設立され、意見交換、連絡調整のための会議を定期的で開催している。

〔協議事項〕

1 緊急連絡体制の整備

- (1) 関係各機関における連絡責任者の指定
- (2) 航空事故等緊急連絡情報の経路

2 応急及び救援活動

- (1) 負傷者救援
- (2) 現場対策
- (3) 財産被害者救済
- (4) 便宜供与その他

3 その他必要な事項

※ 航空機事故等連絡協議会関係機関

- 第三管区海上保安本部、横浜海上保安部、横須賀海上保安部
- 神奈川県、神奈川県警察本部
- 横浜市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町
- 在日米陸軍司令部、米海軍厚木航空施設
- 陸上自衛隊第4施設群、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊第4航空群
- 南関東防衛局、横須賀防衛事務所、座間防衛事務所
(オブザーバー)
- 在日米海軍司令部、川崎市